



始



特241
77

重大化せる滿洲燐寸界の實情

目 次

- 一、所謂瑞典燐寸とは如何なるものか (一)
- 二、滿洲に於ける燐寸業の沿革大要 (一)
- 三、國際燐寸の滿洲進出 (一)
- 四、賣價政策による滿洲燐寸界の混亂と經緯 (一七)
- 五、日支同業者の對策 (四一)
- 六、滿洲燐寸問題に對する感想 (四五)

發行所寄贈本



はしがき

滿洲に於ける燐寸界は未曾有の混亂状態に陥つてゐる、生産過剩により必然捲起つたところの亂賣故ではなく寧ろ瑞典燐寸の資本を入れてゐるところの日清、吉林、大連燐寸が瑞典燐寸の意を受けて滿洲に於て廉賣投賣りをなし、日支人斯業者の破綻を待つて斯界を統一せんと策動せるに始つてゐる。警鐘を亂打して支那同業者の覺醒を促せる邦人斯業者は益々支那同業者との提携を固うし、瑞典燐寸に對抗して共同戦線を張り、支那同業者又事の重大なるに驚き支那側要路に陳情すると共に全國の輿論に訴へ、瑞典燐寸に對する批難排斥の聲は囂々として昂りつゝある。

併しながら滿洲に於ける瑞典燐寸は日清、吉林、大連燐寸であつて邦人の會社であるが爲支那側の排瑞運動は表面排日運動となり、一步誤るか或は瑞典側の逆宣傳のため之が忌はしき排日運動を誘致せぬとも限らず、日支外交

と邦人の満洲に於ける燐寸工業の將來に鑑みて忽諸に附し難い重大問題である。

世人或は今日の満洲燐寸界を觀て、『満洲は瑞典の資本を排撃するが故に外資を容れぬのであらう』と、満洲は外資を容れぬのではない。機會均等なるべきこの地に於て瑞典燐寸は獨占的地位をかち得んとせるが故に批難排撃せられてゐるのである。

満洲青年聯盟長春支部はこの間の事情を調査し世人の誤らざる批判資料として本書を發行するものなることを一言してその主旨を瞭かにする。

昭和五年三月

滿洲青年聯盟 長春支部

重大化せる満洲燐寸界の實情

一、所謂瑞典燐寸とは如何なるものか

所謂瑞典燐寸なるものを分解してみれば、瑞典燐寸株式會社、インターナショナル・マツチ・コーポレーション、ブリチッジ・マツチ・コーポレーション及びインターナショナル・マツチ・コーポレーションの資本を容れてゐる燐寸會社を総稱したものゝ謂である。

一、瑞典燐寸株式會社 瑞典に於けるジョンコーピング・エンド・ヴァルカン燐寸製造會社及び聯合瑞典燐寸會社を併合して同國內に於る二十箇所の燐寸工場を統一したるものであつて、資本金二億七千萬冠の會社である、同會社は世界の燐寸界を通觀し斯界を統一せんため、インターナショナル・マツチ・コーポレーションの組織をなし、之が過半數の票決權を有してゐる。

二、インターナショナル・マツチ・コーポレーションは一九一三年 瑞典燐寸株式會社及び歐洲其他の諸國に於ける四十二の燐寸工場、バルカン會社（米國に於ける瑞典燐寸株式會社の販賣機關）との合同に成り、歐洲其他四十二工場及びバルカン會社の株式の大部分若くは全株を瑞典燐寸株式會社に收めて組織した會社である、而してこの會社の現在拂込済株金は二千八百二十萬弗であつて、中一千五

百萬弗は瑞典燐寸會社、残一千三百二十萬弗が合同した他工場の分である、同會社は瑞典燐寸の株式を一切包含して組織せられたとは雖も、株式の過半數を占有するを以て事實は同會の實權は瑞典燐寸に獲得され總轄權を握られてゐるのである、インターナショナル・マツチ・コーポレーションの社長はアイヴァー・クルデル氏であつて、同氏は瑞典燐寸會社の社長であり其他の幹部は殆ど兩社の幹部である事實に徴しインターナショナル・マツチ・コーポレーションは瑞典燐寸會社の世界策を容易ならしむるべく組織されたものであることが、更によく了解し得るところである。

コーポレーションは包容せる諸會社及び工場の總指揮權、販賣任務を掌握し更に米國に於て募集した一千五百萬弗の社債は、燐寸工業に對する投資、コーポレーションの運轉資金に充當せられ、主として南北米及び極東に對する投資に使用せられてゐる。

コーポレーションは右の如く膨大なる資本を擁して初期の目的たる世界燐寸業統一に邁進したのであるが、その活動は

- イ 外國の分工場制度の完成
- ロ 當該國の借款に應じ、國家に財政上の援助を與へ、之が對償として其國の燐寸製造販賣に對する獨占權を獲得すること
- ハ 國際的資本を引入れること

ニ 瑞典の特色を保持し、國外の關係企業は何れは瑞典人の手により管理すること

によつて行はれ一九二九年年末には、エクアドル、エストニア、佛國、希臘、ユーゴスラビヤ、ラトヴィヤ、波蘭、ルーマニヤ、秘露、洪牙利等十箇國の合計六九六、四〇、〇〇〇冠の借款に應じ何れも相當の成果を收めてゐる。

三、インターナショナル・マツチ・コーポレーションの進出狀況（獨逸及び各國に於る進出狀況）

獨逸・コーポレーションの獨逸に於る活動地歩は投資又は買收によりて在伯林獨逸マツチ・在伯林北獨逸マツチ・在ミュンヘン南獨逸燐寸の全株を所有したことによつて確立したが、更に獨逸燐寸專賣を企圖するに至つた、之より先獨逸政府は國內工業界に於る他國勢力の侵潤甚しきに鑑み、一九二七年五月二十八日法律を制定し、向後燐寸工場の新設に付ては凡て經濟大臣の許可を要し、其許可も嚴密なる條件に合致する場合に於てのみ之を與かることとし、以て獨逸國燐寸經濟を統制せんと欲したのであつたが、右政府の措置と關聯して成立したシンヂケートも其後に於る局外工場の對立と他國製品輸入増加とに災せられ所期の目的を達成し得ざる形成が顯著となつて來た、のみならず政府の財政窮乏甚しく何れよりかの借款の必要を感じてゐた際であるから、コーポレーションの專賣企圖は借款と交換條件にすら／＼と成立をみるに至り一九二九年十月兩者間に假契約の調印が行はれた、その要點は（以下瑞典燐寸は國際燐寸と同意義に用ひらる）。

一、瑞典側は瑞典燐寸、インター・ナショナル・マツチ・コーポレーションに於て、獨逸側は現存獨逸燐寸諸會社及びライヒスクリーディット・アクチエスゲルシャツトに於て夫々半數株を保有することゝして一燐寸専賣會社を設立し、之に獨逸に於る燐寸の販賣、輸出入の獨占權を與ふること。

二、瑞典燐寸會社は獨逸公債二千五百萬磅を九十三磅六分利付にて引受くること。

三、右會社の專賣權は最短期間三十二年、最長五十年の期間有效とす。

但し(二)の公債返済如何によりては最長期間五十年の變更あるべし。

四、瑞典側は獨逸の燐寸生産高の六割五分を支配し、他の三割五分は獨逸會社の生産とす、燐寸の小賣價格は現在二十五フエニー(一箱十箇入)を三十フエニーに値上すること。

五、專賣會社の株主は年八分の一一定配當を受くること。

六、獨逸政府は燐寸一萬箱に付十三萬馬克の手數料を受くること、又專賣會社の利益が豫定額を超過する時は其超過利益は政府と會社との間に平分せらるべきものとす。

七、本契約は獨逸議會の協賛を要し、且つ獨逸のヤング對獨賠償案承認を條件として其效力を發す。

八、專賣權は獨逸政府に屬し、唯實行を引受くるものを獨逸マツチ・シンヂケートとし本名義は後日變更するものとす。

の如くであつて獨逸の燐寸界は數十箇年安全に瑞典の手中に收められるに至つた。

佛國ニ瑞典燐寸會社と佛國政府間の密接なる協定の下に兩者間に一私設會社を創設せんとの計畫成立し一九二七年六月佛國政府は之が具體案を議會に提出したが遂に否決された、併しながら其後具體案は兩者間に於て更に審議され、形式上從來の様式を繼承し同年十月二十九日兩者提携の契約成立し調印を見るに至つた、兩者の提携期間は表面二十箇年とせるも實質は永久との了解のもとに瑞典燐寸は佛國內に於る燐寸及び機械の供給を爲すことになり同社の目的は略完全に達成せられることになつた瑞社は之が代償として佛國の五分利公債七千五百萬弗を償還期限四十年にて引受けてゐる。

エクアドルニ一九二七年十一月エクアドル政府と瑞社との間に燐寸製造販賣に關して契約が成立しエ國は瑞社に對し同國の燐寸製造販賣の獨占權を向ふ二十五箇年間與へ、之が代償として瑞社はエ國國債二百萬弗を引受けてゐる。

エストニアニ一九二八年四月二十九日エストニア國は瑞典燐寸會社に對し燐寸及び燐寸軸木製造販賣の獨占權を與へた代償に、瑞社は同國公債七百萬冠を引受けた他、毎年相當金を支拂ふべく契約し差當り同年三百萬冠を支拂つた、瑞社は同國內に四百萬冠の同社分身會社を新設し國內の燐寸工場を買收して、同年七月一日より事業を開始してゐる。

ラトヴィアニ瑞社との提携を爲したのは一九二八年六月七日である、同政府は爾後三十五年間新會社の設立を許可せぬこと及び高率なる燐寸輸入關稅を設けて輸入を防止する代償として瑞社は同國の

公債六百萬弗を引受けてゐる、瑞社は右契約を爲すや直ちに國內に於ける同社關係會社を擴張し別に新會社を二社設立して國內の需要に充つる外、マツチ及び軸木の輸出に全力を傾注せしめてゐる。

ユーロスラヴィア、一九二八年十一月二十三日の契約によつて瑞社は同國內の燐寸製造販賣に關する獨占的權利を向後三十箇年間獲得することになつた、同期間内政府は國內に新設會社を禁じ且つ既設會社の生産高を所定率以上に許可せぬこととした、一方瑞社に於ては獨占權獲得の代償として公債二千二百萬弗を引受けた。

ハンガリー、瑞社は燐寸及び燐寸附屬事業經營、國內に於る販賣輸出の獨占權を向ふ五十箇年間獲得する契約を一九二八年八月六日同國政府と締結した、瑞社は之が代償として公債三千六百萬弗を引受くると共に、國內に於ける燐寸工場全部の買收を爲してゐる。

印度、茲七八年間に亘り印度全般に活動開始され數百萬留比の投資をも意とせず所在工場を逐次買收し全土の燐寸支配權を獲得せんことに汲々としてゐる、現在孟買、カルカツタ、マドラスに各大工場を置き尙コロンボ及び蘭貢にも一工場を設け一日平均八千グロスの製產能率の下に斬新の機械を利

用し安値供給を爲してゐる、それが爲め同地同業者間には必然猛烈なる販賣競争を惹起し、小賣値段の如き一グロス一留比八安見當を餘儀なくされてゐる外、同國のマツチ輸入關稅は一留比八安なるため國外の輸入急激に低減し、瑞社は印度内にある分身會社の製品を印度市場に供給するのみの策を探つてゐる。

尙一九二八年の營業成績について瑞社倫敦代理店の公表したところに依れば瑞社の製品海外輸出率は例年と比較して増大せる程のこともないがその額は數年間の最高位を占めてゐる、同年中最も意を用ひたるは從來の方針に基き海外の生產、販賣權獲得にあつたと述べ、印度輸出は關稅設定のため三分の一減となるも印度内に於る分身工場の發展生産增加によつて之を償ひ得るであらうと云つてゐる、因に地盤未だ定らぬ土地に於て賣價政策を爲し莫大の損失を爲しながらも、尙同年の總純益は四千八百九十六萬一千五百六十八冠であると云ふ。

四、日本燐寸同業者との提携 大正九年十月三井を通じて日本燐寸の買收によつて地盤を得た瑞典燐寸會社特派代表者オーライ・アンドレン氏は大正十三年日本に來り、日本燐寸同業組長と數次會見して提携に就いて懇談するところあつた、同十四年には瑞社代表より提携案の提出あり組合聯合會にては役員會開催の後之を修正する等漸次兩者は接近するに至つた、アンドレン氏より組合に致した書狀と提携案の内容を示せば左の如くである。

拜啓過般來各組合長及副組合長と度々の會見を以て種々御懇篤なる御指教に預り茲に別紙の如き提案を爲すに至り候

余が當地へ到來の目的は已に聲明せる如く日本に於る同業者諸賢と確實なる基礎の下に提携せんと

するに在りて他に何等計畫を有するものに無之候 然れども元來多年に亘り海外市場に於て角逐し來りし關係上傍間種々の憶測を爲すものあり或は之が爲に間接に余が眞目的を誤傳せらるゝなきを保せず誠に遺憾に被存候 然れども余が眞目的は上述の如く相提携し以て一は我社の隆盛を計り他は日本同業者の利益に資せんとせるの誠意に他ならず候

惟ふに無制限なる自由競争が産業の萎靡を來たせることは世界何處に於ても實證せらるゝところにして今日に於ては政治外交は勿論産業に於ても國際協調を最も必要とするの秋に當れり。別紙提案は再三各組合長及副組合長諸賢の高教を仰ぎ余の立場として提案し得し最上のものにしてビジネス・ライフの基礎の下に何等の策を用ひず真に最上の政策なりとの信念の下に作成せしものに有之候

我社も亦諸賢と共に一箇の商事會社にしてビジネスの確然たる見込を離れて諸賢側のみに有利なる提案を爲し得ざるは當然の事理なれば或は此提案に對し諸賢に於て意に滿たざる點絶無なるを保し難きも協調の主義精神を以て永遠の利益と福利との爲敢て御贊助を希ふ次第に御座候

提 議

余は玆に三箇月以内に現存する一切の日本の燐寸工場を包括する一日本法人たる會社を設立せんことを提議す

右會社は朝鮮及び臺灣に存する全部の工場をも包括すべき様努力せらるべきものとす會社の資本金は運轉資金三百萬圓及獲得すべき全工場の老舗料に對し引渡さるべき株式の拂込に充つるに相當なる金額を以てす會社は其設立と同時に上記の地域に於ける全部の現存工場より左記の財産を獲得すべきものとす。

イ 會社に於て事業經營上必要と認むる工場敷地上に満二十箇年間の完全なる賃借権
ロ 右敷地上に存する一切の建物に關する完全なる権利（註、之は原則として賃貸借権の獲得を意味す。

ハ 燐寸製造に使用され又は其爲に所有さるゝ一切の機械、器具及設備

ニ 原料半製品及製品

ホ 一切の商標、商號及老舗

前記財産は別紙甲表に記載せる方法に依り評價さるべきものとす、會社はホ以外の財産は現金にてホに屬する財產に對しては株式を以てす。

但しイの權利に對しては特に對償の支拂を爲さず。

右買收に要する現金は擔保附社債を以てし瑞典側に於て任意の數額を引受くるものとす
但殘部に對し引受人なきときは總額を一手に引受くべし

瑞典側は一定額の株式を引受けべし（但數額は會社資本金額確定の上協定するの外途なし）
會社は會社の株式を以て主要なる輸出商人の商標及營業權を買收し且つ均等の基礎に於て輸出商人
を通じて外國に販賣する燐寸に關し協定を爲すことに依り右輸出商人の協力を得ることに努力せざ
るべからず。

支那

支那に於る燐寸業を合同し競業を防ぐ目的を以て支那の工場に投資せる日本側の利益を譲受くる爲
めに更に別箇の會社を設立すべきせのとす、而して其要件に付ては投資者及び瑞典側との間に於て
直接協定すべきものとす。

個人契約（秘密契約）

現在燐寸業に投資又は從事せる人々に對しては直接又は間接に競業防止の嚴格なる契約を締結すべきものとす。

外國市場に販賣する燐寸に關し其市場の分割、數量の制限は會社設立後之と瑞典側との契約に依るものとす。

右提携の具體案を検討すれば主旨に於ては何等異議のあるべき筈はないが、我が日本の燐寸工業はあ
げて瑞典側の掌中に握られることになり、且つ個人契約の如きにより燐寸工業は全く封ぜられねばな

らぬことゝなるであらうことが發見された、それが爲瑞社との提携は一時見合すことになり日本燐寸
同業組合聯合會組長瀧川儀作氏は提携に關し大正十四年四月四日外務省通商局長佐分利貞男氏に左の
如き報告を爲してゐる。

昨年九月瑞典燐寸會社代表者アンドレン氏渡米致候節吾同業者に對し協議致度件有之に付代表委員
選任方申出有之に付、總會の決議に由り當聯合會並に日本安全燐寸同業組合兩組長に於て其案件を
聽取可致事と相成り爾來數次會見の上日本燐寸業者提携して互に競争を避け海外市場に於る協調を
保つことに一致し協議相重ね候末、彼より別紙の如く提案致來り候に付この提案に對する同業者の
賛否に付數回に亘り意見を徵し候處主義的に於ては何人も異議無之候へ共、其實行に關する方法
に就いては當業者の意見と希望に副はざるのみならず、我重要物産を擧げて外人の經營に委するは
固より、外國人と全然共同して事業を經營することは幾多の不便も有之且つ買收價格案も到底一致
すべき見込みも無之旁聯合及組合の事業として本件處理致候事は頗る至難の事に屬し候爲、一先打
切る外無之旨アンドレン氏へ通告致候次第に御座候
尤もアンドレン氏に於て自己提案に付互讓妥協を爲し眞に双方提携の實を擧げんとする意志有之候
はゞ同業者の希望は適當なる方法により或程度迄互讓一致せしめ、本邦の重要な業たる燐寸工業の
體面と當業者の利益を損せずして彼我提携協調を保つべき餘地なき譯には無之候得共アンドレン氏

は斯る協調を爲すべき意志無之のみならず、寧ろ進んで此を打切り當業者個々に就き自己勢力下に集收せんとする手段を講じ居る模様に有之候、乍去主なる當業者に於ては如斯個別單獨の交渉により自己の營業を擧げて彼に頼るが如き所爲は不致と信じ候のみならず之が善後の處置に關し工業組合法の利用其他適當の方法講究中に御座候

右は悉く秘密文書として取扱はれたが、アンドレン氏の申出で資本の合同は日本側燐寸組合の容れぬこととなり、組合は今後相互の競争を避け海外市場の確保を期せんとし新たに制定せられた輸出工業組合法に從ひ全國的に組合を組織せんとする企さへ講ぜられるに至つた、又組合長瀧川氏は將來瑞典側との競争の弊を防止すべきを適當と認め市場販路、價格協定を試み右協定可能なる場合は單に社債引受けの形に依るならば瑞典燐寸と資本上の提携を辭せぬ意向があつたのである、然るに其後瑞典燐寸特派員等は日本燐寸聯合組合との提携を思ひ切り各燐寸會社個々に就いて凡有運動を爲すと共に資本上の好餌をかゝげて誘ふた結果、先に組合としての固い意志を當局に洩しながら漸次席捲され一九二七年には井上公益社、土井工場も半額投資と云ふ形式で買収されてしまつた、當時日本燐寸界に君臨してゐた東洋燐寸は鈴木王國五億圓の破綻によつて百數十萬圓の金策に窮してゐた、さうした東洋燐寸の苦境に當つて瑞典燐寸は併合の威をかりて東洋燐寸を壓迫せし、側面より提携すべく策動した結果同年九月には遂に提携なり各併合會社と東洋燐寸を合同し茲に資本金六百萬圓を以て大同燐寸會社

を起し、社長に瀧川儀作氏（東洋燐寸社長）副社長にペドレー氏、専務取締役に千原三郎氏を据へたが株式の過半數を瑞典燐寸が所有してゐる外秘密契約？等により實權は瑞典側に握られるに至つたのである。

五、日本產燐寸の海外に於る狀況

昭和三年九月十五日附大阪朝日新聞は、大戰當時總額四千萬圓に上つた本邦製燐寸の輸出はその後漸減の傾向を辿り、近年に至つてはその傾向一層甚しく昨年の總輸出高は八百五十萬圓に低下し本年は更に四五百萬圓に激減するであらうとの觀測が行はれてゐると報じてゐる、大戰中の本邦製燐寸の海外市場進出は必ずしも製品の信用、價格の低廉なるが故でなく瑞典燐寸が大戰によつて製品の運輸に危険を感じ、思ふやう需要地に輸出し得なかつたが爲、本邦品が印度、南洋方面に自由に發展し得たのである、大戰終局を告ぐるや瑞典燐寸は戰前の市場回復のため進出を始め、漸次日本品は壓迫された外、仕向地たる支那に於て日貨排斥あつたのが輸出の激減を招來した原因の半面であるが、より重大なる原因是瑞典燐寸の資本が日本燐寸界を制禦したからである、それは大同燐寸の設立せられるや瑞典國際燐寸との間にはシンガポール以東を大同燐寸の販賣區域に、エズ以西歐洲南北アメリカを國際燐寸に、印度アフリカの緩衝地帶は適宜値段の協定によると云ふ世界的販賣區域の如きを定めたのであつたが、大同燐寸の實權が瑞典側に握られてゐるため、シンガポール方面よりの註文にさへ殊

一四

更大同燐寸の値段を吊上げて引合を不可能ならしめ、瑞典マツチの進出に便ならしむるのだから當然本邦マツチの輸出は激減せねばならぬのである、その他瑞典マツチの採算不利なる朝鮮、北支那、香港方面には無理押しの賣捌き計畫をたて一割以上の値下をも決行せしめてゐる。

左に昭和三年一月より七月に至る本邦マツチ仕向地別統計と四年の分を比較してみれば右記の消息が肯かれる（單位箱）

	昭和三年自一月至七月	昭和四年自一月至七月
上海及長江沿岸	一、六八〇	一、二二三三
香港	六九、八四〇	八三、六六五
青島	五六六	八〇五
大連	六七〇	一、四八三
朝鮮	二五、八七四	二九、九五一
臺灣	一九、三一四	二五、〇七七
藻洲	一八	一〇一
連島	一一	七四四
鮮津	一	一、二六四
天		
アフリカ		
フリカ		
天		

福新蘭甲孟瓜彼南米諸國	一三、五九九 一三、六七九 五、二一六 八七〇 一〇〇 五〇〇 六、七〇一 五、七四六 九、八三二 五〇〇	一、七三九 七、六七二 二〇〇 三〇〇 五〇 三〇一 四、九一四 三、六三三 八、九一二 二一九
其他印度諸港		
哇		
陀貿谷		
貢		
坡		
建省		
嘉坡		
新嘉坡		
福新嘉坡		

右表に依つて知られる如く國際マツチの採算不利な土地には大同マツチをして強いて値下等により輸出を増加せしめ、採算たち得る地方には價格を引上げて海外需要家が日本マツチを使ひたくも使へないやうにして國際燐寸の活躍に便利なやうにしてゐる、大同マツチ會社が若し瑞典人の手によつて經營されるならば別であるが社長に日本人を戴き而も日本人の資本も相當額に擁してゐる會社が本邦マツチの輸出を抑制するやうな商策を探つてゐる事は日本人たるものゝ心よからぬ事であると當

時の新聞は非難した。

一六

一一、滿洲に於る燐寸業の沿革大要

明治三十八年日露戰役に現長春燐寸經營者佐藤精一氏が從軍中開原東北方の山地にマツチ用軸木原料の豊富なるを見、燐寸業の有利なるを感じ凱旋後、當時横濱絹織物組合長津久居平右衛門氏が農商務省の囑託を受け制源調査員として滿洲の視察より歸國したるに遇ひ、兩氏の意見一致によつて津久居氏の後援のもとに明治三十九年十一月長春城内に廣仁津火柴公司を設立したのが滿洲燐寸業の濫觴である、同公司津久居氏が主に支那人五名を加へた資本金三萬圓の會社であつて經營には佐藤精一氏が當つたのであつた、當時は現今の人々の想像し得ぬやうな障害が幾多横つて居り經營には非常なる苦心があつたのである、殊にそれまで露國の勢力下にあつた山地々方には日本人の信用は殆どなく軸木原料たる原木を買ふにも契約を爲す者なく、已を得ず小銀貨を背負ひて山地に出張立樹を買入れて伐木運搬せねばならぬ有様だつた、又燐寸職工の養成にも從事員たる日本人が支那語を解せず非常な困難を感じたのである、その後支那人職工も漸次養成せられ製品も好評を博して賣行を増加した爲、滿洲に於る燐寸業は漸く世人の注目を惹くに至つた、同四十年十月廣島に於て高坂万兵衛、高部翁助の兩氏主唱のもとに資本金三

十萬圓四分の一拂込みの日清燐寸株式會社が設立せられ、廣仁津公司は買收されて解散となつた、日清燐寸は廣仁津と比較して資本も裕であつた關係上社業は日に月に隆盛に赴き營業成績もみるべきものがあつた、この日清マツチの業績をみた企業家等はマツチ業の有望なることを愈々認め、大正二年八月には營口に關東、三明の二支那燐寸公司が設立された、超へて三年三月には佐藤精一氏、吉林の土尾節氏長春の内垣實衛氏、四戸友太郎氏、大阪の池田清次郎氏等によつて資本金十八萬圓の吉林マツチ株式會社が吉林に設立され翌四年には長春附屬地に同支店を設置した、時恰も歐洲大戰に遭遇した爲原料藥品を購入するに種々手數を要したけれども反面利益多く十割配當を二箇年も續けた程であり六年には雙城堡に於ける支那人經營の燐寸工場を買收した、大正五年には華興、吉福火柴の支那公司が新設され同年には横濱の安部幸兵衛、池田清次郎、佐藤精一の三氏創立委員となつて資本金五十萬圓の東亞燐寸株式會社設立、本店及び工場を天津に支店及工場を奉天に設け大正八年には吉林に分工場を設ける等滿洲に於るマツチの八割は邦人の手によつて生産されるに至つた、茲に至つて支那側も大いに刺戟せられ各地に燐寸工場の新設の氣運現はれ大連には相生山太郎氏等によつて資本金五十萬圓の大連燐寸會社、十年には增昌、十一年には金華、魯昌、惠臨の三燐寸、十二年には甡々と雨後の筈の如く新設をみた、當時支那側には利權回収が高調され、各種物品に對する國產獎勵が宣傳され官民一致して之が實現に努力中であり殊に往年の好況時代、滿洲に於て日本人が經營してゐた斯業の利益が莫大であつた事を知つた

支那人は工場を亂設し日本人製品を市場より驅逐し從來之等邦人のあげてゐた利益をも併せて獨占すべく種々姑息なる手段を弄したので、日本側としてもその儘放任し得ず、遂に激しい競争を現出したのであつた、支那側としては自己の土地であり且つ社會思潮が右の如くである關係から品質は邦人製品に劣るとも勝ることないに拘らず販賣上では本邦製品に比し頗る有利な地位あるに對し、日本側は單に原價を支那側のそれに比して低廉ならしめる事以外に方法がないのであるが、製品の標準が略同一であるマツチの如きものゝ生産原價を著しく低減すると云ふ事は頗る困難な事であつて、吉林、日清兩社は極端に原價を低減して漸く資本を維持する程度の營業をなし居る現状である關係上、新たに資本を投下して斯業を開始すると云ふ事は到底困難であると見られ、大連マツチの如き營業開始に至らず空しく三年を経過した、即ちかくの如き邦人斯業者が不振な營業を爲し居る現状を開拓するには徹底的競争を爲し、支那斯業者を再起の餘地なきに至らしむる事が邦人斯業者として最も有利なる解決法であるが、之には莫大の資本を要し、遂に打勝ち得たりとしても、必ず支那斯業者の感情を害し徒に排日の氣勢を昂めて一般邦人に迄不利益が波及するやも知れず、又若し競争に成功せざる場合邦人の斯業は遂に全滅の悲境に到達するであらう、之を支那側から見ても邦人斯業者と猛烈なる競争をする事は相當脅威であり、さりとてこれが全滅すれば技術等の上に不便がないでもない、そこで日支雙方共に競争を廢して相當の利益を圖るが得策であると云ふ議が日本側より起り大正十二年七月長春一帶の支那側も贊意を表したので

出席者は

南部 奉天惠臨火柴公司、營口三明火柴公司、同關東火柴公司、同甡々火柴公司
北部 吉林燐寸會社、吉林增昌火柴公司、吉林金華火柴公司、長春日清燐寸會社

であつて會議の結果は邦人側が左の如き不利な立場に甘ぜねばならなかつた。

イ 第一條の區域制定に於て、南部は范家屯迄北進し得るも北部は開原まで南進することとなり鐵嶺一箇所は南部へ譲歩したこと

ロ 第二條に於て日本品は他の支那側製品に比し一箱三十錢の格下販賣をなさねばならぬことを公然認められたること、蓋し日本品に對しては賣價の二分（約二十錢）の生産稅と同じく一分五厘（約十五錢）の販賣稅を課せらるゝ外、四洮鐵道の如きは運賃の差別を受け居るため合計一箱五十錢方日本品は値下せねば販賣出來ぬを、より以上苦境に置かんがため三十錢に止めたること
右の如き不利なる條件に日本側が忍ばねばならなかつた事は要するに今後競争のため支那側の迫害を

避けんが爲であつたのである、この會合に依つて成立したのが南北滿聯合會であつて昭和二年まで持続され阿什河に明遠火柴公司が設立されるに及んで政策的必要に迫られ同年南北滿聯合會を基礎として東三省火柴聯合會が設立されたのである、同年には更に丹華火柴公司及び實山洋火公司が出現した、昭和三年に於る滿洲燐寸會社を列舉しその生産能力を記してみる。

會社名	工場所在地	生産能力(三百打入箱)
吉林燐寸會社	吉林及長春	七〇、五七〇
增昌火柴公司	吉林	四三、六七〇
金華火柴公司	吉長	三一、五二〇
日清燐寸會社	吉林	三六、三五〇
泰豐火柴公司	長吉	二四、九六〇
實山洋火公司	春林	二四、九六〇
明遠火柴公司	長吉	三一、二〇〇
振興火柴公司	奉呼	二四、九六〇
惠臨火柴公司	安東	七三、四七〇
丹華火柴公司	蘭河	三一、二〇〇

三明火柴公司	營營營	七七、〇二〇
關東火柴公司	口口口	五六、一七〇
甡々火柴公司	連	六六、二二〇
大連燐寸會社	連	二四、九六〇
魯昌火柴公司	齊々哈爾	二五、二七〇

右十五會社が若し全能力を發揮した場合一箇年六十一萬八千五百四十箱を生産することになるが、東三省及東蒙古を合して一箇年の消費量は約三十五萬箱とみられてゐたのであるから當時の状況を以てしても各社が協調して不利益なる競争を避け且つ生産及び販賣の協定を爲さねばならなかつたことが肯かれる、然るに昭和三年には泰豐、振興の兩公司、同四年には長春燐寸が創設され、益々生産過剩となり全滿の燐寸業者が自衛の立場からして又々協定せねばならぬ苦窮に立つた。

三、國際燐寸の滿洲進出

一箇年約三十五萬箱の需要よりない滿洲の燐寸が六十萬箱もの生産能力を有してゐることは各マツチ會社の經營を困難ならしめすにおかない、殊に吉林に於る增昌火柴公司の如くその經營者宜しきを得ぬ會社にあつては益々窮地に陥り大正十四年には長春日清燐寸會社に對して買收方を申込むに至つた、當

時日本内地にあつては國際燐寸が日本燐寸會社を買收しその他各會社の買收計畫中である外滿洲に於る斯業の有望なるをみて虎視耽々たるものあり増昌の如き内部的弱味を知られんか、忽ちにして買收され滿洲に於る國際燐寸の活躍地盤たることは火を踏るより瞭かなことであると早くも察知したのは當時日清燐寸會社の専務取締役である前田伊織氏であつた、時遇增昌火柴公司よりの買收申込みあり前田氏は種々考慮した結果今日に於て滿洲に於る日支燐寸業者が團結せざれば遂には國際燐寸の爲に斯界が制禦せらるべきを憂ひたるも、差當り増昌の買收すら日清燐寸の自力を以てなし得ぬところであるから氏は大正十四年三月十二日附を以て南滿洲鐵道株式會社々長安廣伴一郎氏に對し左の如く増昌買收に就いての援助方を嘆願したのである。

邦人の滿蒙發展上なすべき事業として我が燐寸業の如きは最も有利有望の事業たることは今更申すまでもなきことゝ存じます、而して今後益々發展を期すべき方法は邦人の手に於て現在の日支同業者を統一することにありと信じます。

我社はその中堅として名實共に重きを爲すべく、第一に我社自身の實力回復を計りたく曩に產業助成を嘆願したる次第でありまして、此主旨に基き引續いて陰に陽に活躍し日支相互の理解のもとに漸次理想を實現し、最近日支同業者間には圓満なる了解發展を見つゝあるは實に喜ばしき現象であります。

然るに最近新聞紙上其他に於て盛に論議せられつゝある「インター・ナショナル・マツチ・コーボレー・ション」の滿洲進出は現に日本燐寸株式會社買收經過に徴するも明かなる如く、實に我が燐寸界に一大脅威を感するものでありまして、獨り本業の掌握に止らず延いては折角邦人が開拓發展せんとしつゝある滿蒙市場に其足場を得、漸次各方面に其魔手を延し勢力を扶植し後圖に備へんとする手段に外ならず實に由々敷問題と思ひます。

茲に於て國策上一大發展を要すべき當地に於て本業の如き彼の野心に任かすは到底忍びず我社は義憤を感じると共に之が對抗上此機に於て實勢力の必要を痛感し之が第一着手として吉林所在增昌火柴公司を買收せんとするものであります。

即ち增昌火柴公司は豫より經營者宜敷を得ず買收を希望し居れるものなる故此際火急に我が手中に收め置くに非らざれば、勢ひ必ず「コーボレー・ション」の手に陥るべきを以て先づ第一に之が買收を決行したく、さすれば我が社は少くも北滿に於る最大勢力者として重を爲すに至り延いては「コーボレー・ション」の滿洲進出計畫に一大蹉跌を生ぜしむるに至るべしと思ひます。

於茲我社は上述の如く「コーボレー・ション」の滿洲進出は其向後に於て影響する處極めて甚大にして眞に邦人の立場上その主議に於て絶対反対せねばならぬことゝ信じ、此機に於て根本的に邦人の發展活躍を期したく總て努力をなしつゝあるのであります。

乍然現在我社の經濟状態よりしては到底我社のみの微力を以て實行は至難なる問題なるに付き茲に我社の誠意のある所を披瀝し御社の深慮なる御考慮を煩し別冊買収具體案に基き是非共我社が本計畫を遂行し得る様御援助を仰ぎ度く嘆願致す次第であります。

右に對し南滿鐵道株式會社興業部長は同年四月十日附を以て長春地方事務所長宛左の如ご回答して來り日清燐寸の買收計畫は頓挫してしまつた。

會社に於て目下計畫中の増昌買收計畫は滿洲燐寸界の現狀より見て相當機宜の處置と思慮せらるゝに付右買收實行の爲他より資金借入の場合には當社に於てその金利の一部に對し補給方考慮すべきに付會社に於て資金調達せられたるときは更にその金額及利率等御申越の上之が援助程度等決定可致に付右御含みの上貴職より先方へ此旨御傳へ願ひたし。

又國際マツチの日本内地に於る斯業席捲狀況を見るに統一に靡かぬものに對しては原料攻の手段に出でゝゐる、即ち從來日本の斯業者は原料たる鹽酸加里及燐を外國より輸入してゐたのであるが、この原料工場を支配下たる歐米トラストをして東洋向輸出を制限し進んで本邦に產する鹽酸加里及燐の製造工場を自己の手中に收めるや忽ち東邦製燐株式會社を起して燐及鹽酸加里の市價を數割乃至倍價に値上げして提携を肯ぜぬマツチ會社を壓迫した、こうした事實を觀察するに國際マツチの滿洲進出に對し根本的對策を講ずるには是非必須原料たる鹽酸加里及び燐の供給杜絕を豫想して他に之を求めねばならぬと日

清燐寸會社取締役前田伊織氏は南滿鐵道株式會社所有の撫順にある鹽酸加里工場の貸下げ運動を爲した程である、前田氏等の憂慮した國際マツチの滿洲進出は其後幾干ならずして原料、增昌等でなく案外吉林マツチに依つて實現するに至つた、それは吉林マツチの當時の社長である大株主内垣實衛氏は他の事業に失敗して吉林マツチの所有株全部を正金銀行長春支店に擔保に入れてゐたが、銀行より借入金の返済を逼られ困窮した結果、會社の取締役たる四戸、佐藤の兩氏は南滿鐵道株式會社に一時内垣氏の株の引受け方を運動開始したが成らず、銀行の督促は益々甚しく萬事休すと觀念した内垣氏は神戸に赴き國際マツチ系と目せられてゐる千原三郎、山本俊磨、久彌田孫兵衛氏外二三の人に吉林マツチの株式約六割を賣却してしまつた、茲に於て前記の人々は始めて滿洲燐寸業に關係することとなり國際燐寸の地盤が吉林マツチに占められることになつたのである、それは大正十四年五月のことであつた前田氏等の反対も遂に奏效するに至らなかつた、同社買收後の狀況は

一、提携契約成立後と雖も會社の内容には少しも變化がなく從來の經營者は全部引續き經營に當る事は契約の主要條項であつて一人の罷免者もなく、又株主側の代表者としては元日本燐寸會社員である久彌田孫兵衛氏取締役として就任し、同氏は製軸事業に深い經驗を有してゐるから將來この方面的業務を計畫實行すること。

二、差當り着手實行する事業としては大連に出張員を置いて直輸入原料諸品の取扱ひをなす事、長春に

商標印刷部を設ける事之等は實に吉林マツチのものゝみでなく北滿聯合會のものも勿論、南方同業者にもその分與を欲する計畫となつてゐる。

三、製軸事業の擴張をする、吉林奥地及び北滿地方に於る豊富な原木を有利に使用して軸木の製造をなし、之を南支那並に印度地方に輸出すれば頗る有望な事業なるを以て目下研究中に屬する、若し採算充分なるに至らば他の同業者と共に之が利益を享有し得られ、眞に滿洲マツチ界の福音と云ひ得られる。

右の如く從來より事業の擴張こそ計畫してゐたが經營上には何等の變化もなく経過することが出来た超へて十五年には相生氏等に依りて創立せられた大連燐寸會社は前記吉林マツチ同様の運命に陥つてしまつた、茲に於て滿洲に於る純日本人の燐寸會社は一もなくなり三社とも國際燐寸の資本を容れてしまつたのである、併しながら單に提携せるに留り何等之に依て斯界に波亂はなく、南北聯合會は益々良好の成績をあげることが出來た、のみならず支那側との折合もよく先に日清マツチに買收方を持込んだ増昌は吉林燐寸に之を持込み來り吉林マツチは吉林に於る同業者金華火柴公司と四と六の割合を以て共同經營を爲す等斯界は順調に平穩な歩みを續けたのである、かく日支同業者の親密の度は益々加り昭和元年九月には聯合會をより鞏固なるものたらしむべく日支同業者全部奉天に集り東三省聯合會を組織せんと、

その條項を逐條審議の後日本側代表者が之に調印せんとしたるところ同社株主久彌田孫兵衛氏は、吉林、日清、大連の三社が加入することの不贊成なるを告げ調印を阻止してしまつた、之が爲支那側は非常に激昂し支那同業者を侮辱するものであると不穏なる形勢となつた爲、日本側代表等は日支同業者の爲に加入するの有利なるを信じてゐたから先づ調印して然る後株主に説明了解を得んことにし調印したが、其後の聯合會の成績は非常に良好に經過してゐたのであつた、昭和三年に至つて日清マツチ取締役前田伊織氏は國際マツチ系株主の壓迫と横暴に堪へずとの理由で同社を辭し、新たに長春に寶山燐寸工場を創立し支那人二三のものも更に阿什河、呼蘭に工場を起したる爲、東三省聯合會に入會し居る既設工場と右新設工場との間に又々競争起つたが故に新設工場を加へたる新東三省聯合會を組織せんと計畫するに至つた、然るに國際マツチ滿洲代表者英人ブラウン氏は之に不贊成の意を表明し平穏だつた滿洲マツチ界は茲に果しなくも未曾有の亂戦を演するに至つた。

四、賣價政策による滿洲燐寸界の混亂と經緯

國際マツチが滿洲に於ける活動地盤を日清、吉林、大連三燐寸會社に得たるも未だ、抱持せる滿洲マツチ界統一策謀を爲す機會至らぬため平穏なる操業を續けたのであつた、マツチ界の統一を策すところの國際マツチが生産、販賣を協定するところの新東三省聯合會が組織せられることに對し何等かの理由

を附して不賛成を稱へねばならぬことはその社是からみて當然のことである、滿洲代表ブラウン氏がこの聯合會組織をみて好機逸すべからずとなし、昭和四年一月二十六日附を以て左の書面を吉林、日清會社に送附し絶対に聯合會加入を阻止したのである。

長春、吉林燐寸會社支店よりの報道に依れば南北滿マツチ聯合會及び同販賣組織は去る昭和四年一月十七日奉天に於て完全に成立したりとの事に候、然る處當方はかゝる處置協定を承認するを得ざるの故を以て、茲に吉林燐寸會社及び日清燐寸會社のかゝる聯合組織に加入すべからざる事を宣言候と同時に増昌公司に對しても吉林燐寸會社より右同様履行方通告相成度候。

尙製造家の結束に依り燐寸賣價の不當引上を策するが如きは、當方の賛成し得ざる處なるを以てかかる製造家の反省を促すため當方は犠牲を顧みず、昭和四年二月一日より燐寸賣價の原價引下を斷行すると同時に吉林、日清、增昌の三社製品の處理のため久福田氏をして販賣機關を組織せしむるものなることを附言候也。

全滿洲總代表 ゼイエー・ブラウン

新東三省聯合會は不當賣價の引上げを策するものでなく却て不當廉賣をなし各會社が甚大なる瘡痍を蒙らざらんことを希ひ、適當の賣價と生産を協定するを目的としたものであるが故に日清、吉林兩燐寸取締役は誠意を以て聯合會加入を希望したのであつたが、ブラウン氏はこれを阻止し、且つ原價引下を

も爲すとの意志表示はこの機會に於て徹底的に各社と競争をなし、疲弊せるをみて統一せんとの下心に外ならぬと觀測されるに至つた、若しブラウン氏の要求に従ひ聯合會加入を拒否するに於ては日支同業者間に面白からぬ結果を招來するのみならず原價引下げ販賣は營利會社として忍びぬところであつて、株主總會の決議によりて實行すべきであるとなし且つ増昌公司に之を強ひることは事實不可能なことであつたのである、何となれば増昌は吉林マツチの分身ならずして金華公司との共同經營であり利益を無視した原價引下げには若し吉林マツチが賛成するとも金華公司の賛成は望み得べくもなく、之を知つた金華公司は増昌の共同經營の破棄を申出るに至つた、ブラウン氏は續いて同月三十日更に左の書面に依つて吉林マツチ取締役佐藤精一氏に賣價政策の強制をなした。

本月二十六日附拙書を以て公式に吉林燐寸會社が新南北燐寸聯合會に參加すべからざることを御通
知申上げると同時に當方は二月一日より貴社製品の原價販賣を爲す計畫なることも御通知申上置候
右に對しては未だ何等貴方より御回答に接せざるも聞く處に依れば貴殿に於かれでは株主總會を經
め居ること御承知被下ると同時に神戸側の決定せる政策が如何に決定さるゝとも株主總會の決議を待
つに非らざれば政策として決定し難しとの御主張の無用なることを併せて御承知あつて可然と存候、
即ち假令株主總會を開くとも其席上に於て吾等はその所有する過半數の權利の行使によりて其決定せ

る政策を支持し遂行することゝ相成るべければに候

尙承る處によれば貴殿最近神戸へ御出張親しく神戸側に對し説明を試みんとの御意圖に候由なれど若しこの御出張が現在の政策を變更せんがためのものとすれば、現在の我が賣價に對する政策はストックホルム本店の定むる處のものなること及之に基いて、久藤田氏及小生本月初旬神戸出張の際神戸側と完全に研究を遂げ決定を見たる處のものなるを以て折角貴殿御出張相成るとも結局何等得るところなかるべきを申上候、されば貴殿に於かれては此問題を最も慎重に御考慮の上吉林燐寸會社の關係ある總ての點に於て本月二十六日付の拙書通り御行動被下ことを重ねて希望仕り候

右二通の書面に接した取締役佐藤精一氏は一月三十一日附同じく取締役たる四戸友太郎氏及び日清マツチ宮本正徳氏と連署の左の回答をブラウン氏に致した。

本月二十六日及三十日附貴書正に拜見仕り候御意志としては弊社等が新南北マツチ聯合會へ參加すべからざること及二月一日より政策上計畫的に製品の原價販賣をすべしとの御來旨に有之候事了承仕候

然るに我々經營者としては支那側と提携の聯合會へ加入せざること及殊更に製品を原價にて販賣することは左記の點に於て非常に困難とする次第に御座候

一、我々としては會社の營利本位にて營業したき意見なるも貴社としては瑞典マツチの政策を我々會

社をして實行せしめたしとせらるゝ事

二、我々は全滿同業者と連絡を取り同業者の共存共榮にて進みたき意見なるも貴社に於かれては之等同業者全部と競争せらるゝ御意見なること

三、現經營者は多年支那同業者との深き友誼關係を斷つ事は苦痛なること

就いては以上の如く貴社と我々との營業方針に於て根本的に相違を來したるを以て、此際相互圓滿友誼を以て解決の方法として兩社の株價を公平に評價して(一)貴社御所有以外の株式全部を御買取り下さるか(二)貴社御所有の株式全部を我々へ御譲渡下さるか以上二點の内何れかに御考慮御決定下され候はば非常に喜ばしき事と存候

右何れかに御決定願はるゝとせば、我々は貴社以外の株主全部へ此趣旨を説明し承認せしむる事に努力する考に御座候

右御回答旁々得貴意申候

右の如く吉林、日清兩燐寸の立場は聯合會へ加入せざること、原價販賣をなすことの命令に對して承認の旨を與へ得ざる苦境にあり、會社の意志は瑞典側の政策と營利會社としての營業の二つに分れて居り何れをとるも到底圓滿に事業を遂行し得ざるところから兩會社の株式を二營業方針に分れてゐる何れか一方に纏めやうとせねばならなかつたのである、この株式譲渡問題の解決をみぬ中即ち一月十六日附

瑞典系神戸側大株主千原三郎氏より吉林マツチ取締役佐藤精一氏に對し左の如き政策強要の打電を爲してゐる。

余は自分と當地の他の株主の意志を代表して貴殿に左の提案を爲す

貴地最近の事情に鑑み當分の内各社自由販賣商策絶對必要と認む

一、右商策を贊助すること 二、新組合と公私共關係を絶つこと 三、一二に對して當方の希望する様契約せらるゝこと

右一二三御承認を條件としてのみ貴殿を次期取締役に推薦する電返賴む

以上の如く吉林、日清兩社は政策遂行上意見二派に分れ困難なる立場にたてるため、日清燐寸の宮本氏は急速神戸に赴き大株主側と懇談するところあつたが之も何等の效を奏せず、株式譲渡問題に關しては同月二十一日左の電報を佐藤氏に寄せ成らざることが瞭かとなつた。

貴電二通見た「千原ベドレーと懇談したが政策變更せず」經營者のこと貴方と同じことを云ふ「株賣買の必要を認めぬが希望なら株値段次第にて考ふると云ふも賣る意志ない」此上は第三者の仲裁にて買はせるやう奔走するつもり」

茲に於て瑞典系神戸側大株主の政策が吉林、日清兩社に於て實行されねばならぬこととなつたが兩社の取締役等は飽くまで實行せんとなれば株主總會の決議に依るべきを主張したので遂に翌二月二十五日

吉林燐寸會社に於て臨時株主總會が開催されるに至つた、ところが總會席上緊急動議ありと神戸側大株主を代表して久禰田孫兵衛氏は左の方針を實行する決心あるものを後任取締役に推薦すると述べた、それは

一、今後吉林燐寸株式會社の製品販賣に關しては神戸側株主の有する賣價政策を遂行すること

二、新東三省聯合會に入會又は公私共に關係せざること

三、右何れに違反したる場合と雖もその違反したるものは金二萬圓也違約金を支拂ふべきことを公約すること

かくの如き公約は營利會社として又日支の感情上よりするも面白からぬところであると同社の佐藤、四戸氏等の猛烈なる反対あつたが結局過半數の株式票決によつて神戸側は勝利を得、佐藤、四戸兩氏は主義上よりするも辭職のやむなきに至つたものである。

新東三省聯合會は昭和四年二月組織され同六月には販賣の協定が行はれた、當時吉林燐寸の製品は一箱六圓三十錢見當であつたのであるが東三省聯合會の聯合販賣成立によつて吉林燐寸會社は瑞典系神戸側株主の意志に基き漸次値段を下げ同月十五日には五圓五十錢に、二十五日には五圓四十錢に價格を引下げたのみならず翌七月十五日には特別大賣出を始めるに至つた、大賣出には一等三百圓、二等五十圓三等五圓の彩票を附し手取り四圓八十錢と云ふ未曾有の廉價を以て宣傳販賣せるのみならず、同社の製

品購入契約書には「落價包價」と書入れて即ち他社が値下せる場合はその値段で製品を渡すとの契約で販賣をなしたから長春哈爾濱にて合計一萬二千箱程を賣ることが出來た、茲に於て東三省聯合會側は大いに驚き種々協議したるも名案なく、四圓八十錢にて賣る時は原價を割らねばならず更に且又長春、哈爾濱方面の需要は満喫の状態となつてしまつた、併しながら吉林マツチの販賣人との契約には落價包價なる語あるから若し聯合會側で値下を發表する時は之に追隨せねばならず、聯合會側に於て製品が殆ど賣れずともその市價に吉林マツチが追随せねばならぬことになり聯合會側の値下發表は吉林マツチに甚大なる損失を與へる外果して落價包價の契約が實行されるか否かの好試験ともなると云ふので七月二十七日には聯合會側は四圓八十錢に値下發表を爲し翌二十八日には四圓に、三十日には三圓まで値下發表をした、マツチの原價五圓とする時には一箱について二圓の損失を爲す譯であるが長春、哈爾濱方面は吉林マツチの製品によつて満喫してゐるから餘り買手はないが、吉林マツチは一箱について二圓、契約を一萬二千箱なしたから合計二萬四千圓程の損失をせねばならぬこととなつた、聯合會側の値下發表を知つたマツチ販賣人等は吉林マツチに迫り契約通り三圓で製品の引渡方を要求したが吉林マツチ側は思はぬ不意打の事とて販賣人の要求に應することを躊躇した、左に掲ぐる實例はこの間の消息を最も雄辯に物語つてゐると思ふ。

吉林マツチの彩票は賣出し而も他社が値下すればそれに隨伴して値下げする契約さへある大賣出に

七月二十五日會通達と云ふ長春居住支那人が製品一千箱購入契約をなし二千圓の手付金を支拂つた、同二十八日には更に一千五百箱の契約を爲し三千圓の手付金を支拂ひ合計二千五百箱の契約に五千圓の手付金を吉林マツチに支拂つた、ところが同月三十日には聯合會側が一箱三圓に値下した爲會通達はこの際製品を引取るべく吉林マツチに交渉したところ言を左右にして應ぜぬので憤慨し、手付金の拂戻を要求したがそれも言を左右にして渡さぬ爲、永い間紛争をつゝけ、遂には長春領事館法廷に問題は持出され昭和五年一月漸く解決した

右の如き事情が販賣人間に知れ渡つた爲吉林マツチに對する不信を叫び、聲を大にして同社の製品を取扱はぬことを昂潮せる結果其後同社の製品は市場に於る聲價を全く零にしてしまつた。

併しながらかくの如き亂賣を行はれた市場は早急に回復すべくもなく、マツチの市價は殆ど安定せず各社は操業によつて益々缺損額を増大せねばならなかつたのである、競争—原價引下販賣—市價の不安定—缺損—疲弊と當然辿らねばならぬ道筋を歩んだ各社は極度の疲弊から昭和四年末期には操業を停止するもの續出し聯合會側一部と瑞典系が操業をなすに止つた、茲に於て東三省聯合會は瑞典燐寸會社の滿洲斯業破壊的策謀と斯業獨占のために採る政策を重大視し奉天に於て數次聯合會を開催すると共に、東三省政府に陳情する一方南京政府外交部長王正庭氏に事情を訴へるところがあつた、右に對し王正庭氏は非常に激昂し何等かの辦法を設けて聯合會を保護する旨語つた外東三省政府は奉天總商務會等の報

告を受けて瑞典系に對して警戒の目を注ぎ、瑞典系の計畫運動中である奉天工場は絶對許可せぬことに決定した、東三省に於るそれまでの瑞典系の策謀は大體以上の如くであるが南支方面に於る同社の策謀は同様近來露骨を極め支那同業者の苦痛容易ならず東三省と相俟つて全支の斯界は全く瑞典系の進出によつて混亂状態に陥るに及んで昭和四年十一月二十七、八日上海佛國租界東新橋九業公會に於て全支の燐寸同業者大會を開催する運びに至つた、この大會に出席するに當つて東三省聯合會は總會を開催し若し上海大會が瑞典マツチ排斥より日貨排斥に陥るやうな場合ある時は極力之を阻止し、萬己を得ぬ際は脱會して歸ることの意志を持つて出席したのである、大會出席者は五十二廠一會六十七人、提案は八十餘件に上り決議せるものは二十數件に達した、同大會の決議中注目すべき事項は左の如きものである。

- 一、瑞典マツチの取扱に係るマツチ製造原料は一切買はぬこと
 - 二、將來マツチ原料を全國同業會が共同購入し之を各廠に適當分配すること
 - 三、南京政府に請願して瑞典マツチの輸入税を引上げ輸入防止に努むること
 - 四、全國同業會が中心となりて原料製造に對する有能の技師を招聘して將來自給自足を計ること
 - 五、滿洲に於て軸木の原料を壟斷せる日本人採伐權を回収すること
 - 六、全國同業會が中心となりてマツチ製造に精通せる外人技師を招聘し全國のマツチ製造に關する技術の改良を計ること
- 七、南京政府に請願して全國のマツチ販賣人をして將來瑞典マツチを取扱はしめざる様なすこと(課稅)
- 八、南京政府に今後マツチ製造工場を新設することを許さゞる方針を取らしむべく請願すること
- 九、瑞典マツチの支那市場進出を緩和し支那國產マツチの窮状を救ふため瑞典マツチに國內に於て特別に課稅して賣行を困難ならしめること
- 十、支那國產マツチに可成課稅せざる方針をとり特に同業會が輸入する原料に對しては免稅の取扱を爲すべく南京政府に請願を爲すこと
- 右決議の實行委員を三十名選出し十二月二日政府に陳情せしめた(決議の五は以前吉林マツチ會社にあつたものであるが今日はなし)一方滿洲代表ブラウン氏等は對手方各工場の疲弊せるを見てそろ／＼支那側工場の買收運動を開始した、即ち東三省聯合會の營口工場主等を十二月湯崗子溫泉に招きブラウン氏は日清、吉林、大連マツチは東三省聯合會に加入してもよいが日本人側佐藤、前田の兩氏を聯合會より除いて欲しいと運動するあり又背面より窮状に陥れる支那側工場を五百萬圓で買收してもよいと凡有る好餌をかゝげて誘惑につとめたものである、併し當時は最早支那側はブラウン氏等の不信を知り抜いてゐるから頭から相手にせず話は成立しなかつた、ブラウン氏案は更に奉天商埠局長に運動を爲して懸案たる奉天工場の許可を計つたが之亦局長は罷免されて失敗し、混亂に混亂を重ねて昭和四年は暮れた。

以上を通觀したものゝ誰もが痛感することであらうが、日清、吉林、大連三マツチ會社は株式の大部分が瑞典側に所有せられてゐると雖も日本の會社であり、瑞典マツチを排撃せんとする支那側は滿洲に於ては事實上日本會社を排撃せねばならぬことになる、この間の日支の感情、產業の合理化、滿洲に於ける機會均等の諸點を憂慮した長春、吉林の日本領事館に於ては如何にかして事態を平穏ならしめ禍を未然に防止すべく一月十日長春大和ホテルに於て日本側同業者即ち日清、吉林の瑞典系と純邦人側寶山、長春マツチ當業者の懇談會を主催し日本側の意志の交換をなし、然る後支那側と協調せしめることにした、出席者は純邦人側佐藤、前田、瑞典系側、久爾田、海井の諸氏、吉林、長春領事館より濱村、大島の兩氏外に前關係者四戸氏及び山中商議會頭、土肥地方事務所長等で御互が間に横る墙壁を除くべく激烈深刻なる議論を開いた結果

要するに吉林、日清マツチが現聯合會に加入しなかつたのは前の北滿は火柴聯合會の如く日本側同業者が支那側同業者と同業の權利を保有し得ぬからであり、若し支那側が日本側同業者を正會員たらしむるならば聯合會加入を躊躇するものでない

と云ふので、それではその方面の交渉は佐藤、前田氏等が引受けることにし、久爾田氏は聯合會加入のために誠意を以て努力する旨を約し、申合書に調印したのである（之には會頭、地方事務所長も立會人として調印）、茲に於てさしもの紛亂した斯界に一縷の曙光を望むに至り、佐藤氏等は聯合會側と交渉を

なし一方領事館に於ては具體案の作製にとりかゝつたのである、瑞典系が聯合會加入の意志ある以上確固たる聯合會の組織は實現するものとみられ具體案は、先づ日本側、支那側兩同業組合を組織し兩者は各二名の顧問を交換して充分意志の疏通をはかり兩同業組合を打つて一丸とせる聯合會を組織せんとした、かくて二月二日の第二回懇談會を過ぎ六日吉林に於て開催される第三回懇談會には日本側同業組合は組織される運びになつてゐたのである、然るに二月四日長春日清マツチの臨時總會に於て誠意を以て申合書に調印した筈の久爾田孫兵衛氏は議題に關して左の如く説明を爲し決議をなした。

日支同業組合に加入するの可否及日支の共存共榮を計ることに關し當社の方針を定むることは、事頗る重大にして當會社は事實上日瑞兩投資者よりなる會社なればその間株主の希望に副ふ方針ならざるべからず、會社業務の執行は會社本位即ち會社株主本位ならざるべからず、故に日支提携の必要なると同時に日瑞及び日瑞支も亦提携を望むべきなり、故に本件は實に日支瑞の滿洲の燐寸業に深き關係ある事項なれば日支瑞に於る斯業の事情に専門的知識を有し且つ當會社の事實上大株主たる瑞社の日本に於る代表者ヒルトン・エス・ペツドレー氏に本件に關する諸方面的取調を依嘱し同時に本件に關する對外交渉の一切の權限を附與することが、將來滿洲同業會社の圓滿なる協調を保つに最も適當なりと信するによりたの事項の決議を求むと述べ左の決議をなした。

當會社は滿洲に於る日支燐寸同業者の組合に加入し共存共榮を計ることに關し當會社の方針を定む

るに先ち、ヒルトン・エス・ペツドレー氏に之が研究と計畫をなすことを依頼し、且つ同氏に本件に関する直接間接一切の對外交渉權を附與す、從て當會社の取締役と今後の決議を以て變更する迄は本件につきては一切の對外交渉とペツドレー氏の聯絡了解なくして之を爲さること之まで日清、吉林、大連マツチは瑞典系と目せられてゐたるも同社幹部は殊更に日本會社であることを強調してゐたが茲に於て始めて假面をぬぎ棄て滿洲マツチ界に日支瑞の三者あることを物語つてゐる同月五日續いて吉林マツチ界に於ても總會を開催することになつたが瑞典系神戸側大株主等は滿洲マツチ政策の危機であるとこの聯合會加入問題を重大視し、前記ペツドレー、米人ホーリン、英人イウリツド、英人グロリー、瑞典人バークト、及びブラウンの諸氏は急遽五日朝來長しへツドレー氏は吉林に向つた、同日の吉林マツチに於る總會も日清に於ると同様の決議を爲し久補田氏は代表取締役としての權限の一部をペツドレー氏に附與し、自ら對外交渉權を喪失してしまつた、吉林に赴いたペツドレー氏は石射吉林總領事と面會しマツチ問題に關して懇談するところあつたが席上左の如き意味の放言をなしたと云ふ。

この種の問題に關しては領事館に彼此鬭興して貰ひたくない、若し會社が悪いと云ふならば解散を命じたらよい、瑞典は獨自の立場より善處するのみ

問題解決の曙光を認め得た斯界は第三回懇談會に於て具體化する筈であつたが右の如き急激なる形勢として何等の意志表示を爲してゐない。

五、日支同業者の對策

昭和四年十二月末現在に於る滿洲燐寸工場の所在とその色彩を示せば左の如くである。

○東三省聯合會系		名稱	經營者
所	在		
三明火柴公司	口	支那人	
姓々火柴公司	同		
關東火柴公司	同		
惠臨火柴公司	同		
衆志火柴公司	同		
吉林	天		
吉	奉		
同	營		
同	同		
同	同		

吉 同 長 同 長

春 林

金 豐 火 柴 公 司
長 寶 山 火 柴 公 司
大 清 火 柴 公 司
吉 林 火 柴 公 司支 那 人
同 日 本 人
同 日 本 人
同 日 本 人

○瑞 瑞 火 柒 尺 系

金 豐 火 柒 尺 系
長 寶 山 火 柒 尺 系
大 清 火 柒 尺 系
吉 林 火 柒 尺 系

吉 長 大 安 阿 呼 齊 什

○中立系工場

丹 華 火 柴 公 司
明 遠 火 柴 公 司
魯 昌 火 柴 公 司支 那 人
同 同 同 同
同 同 同 同
同 同 同 同

右諸工場は生産協定に依つて茲に合理的工場經營を策したのであつたが、瑞典系三工場及其他が如入せず、且つ瑞典系はその有する偉大なる資本力に依り如何なる缺損も意とせず他工場が惜伏するまで原

價を割る製品の亂賣投資を爲せるため四年十二月末には左の如き弱小工場の操短及休業となつて現はれた。

○聯合會及び中立系

營業 狀 態

十一月來休業し破産の状態なり

十一月來休業

休業

操業短縮

五月來休業

同上

休業經營困難となる

操業に至らず

十一月來休業

破産狀態

經營難にて繼續見込なし

操業中

斯くの如き困窮状態に陥れる諸工場は日を経るに従つてその度を増し今や破産に瀕せるもの一二三ある有様であるが、之が原因たる瑞典系燐寸工場に對して支那側及び日本側は如何なる對策を講じつゝあるか左に大體を記してみやう。

昨年十一月上海に於ける全支同業者大會に於ける決議に基き南京に赴いた東三省聯合會副會長孫子俊氏等は政府主席、外交部長、商工部長、財政部長等の要人より飽くまで援助するとの意志を聽き、歸來後聯合會長たる奉天外交後援會長金哲忱氏等と熟議對策を練り、省政府其他に運動を開始した、今對策の要點をあげてみると

- 1 燐寸製造に必須の原料たる鹽酸加里の輸入は護照を要するところから日清、吉林に之を與へず、原料攻めの策戦で之を倒すこと
- 2 瑞典の態度は滿洲の斯業破壊にあるから産業保護の見地より瑞典系マツチのダンピングに課稅し製品を平價にて市場に見えるやう爲すこと
- 3 幾多の宣傳ビラを撒布し瑞典系のダンピングが國內産業破壊であることを民衆に知らしめ、各地總商會を動かし瑞典系マツチの購買阻止運動をなすこと
- 4 日清マツチの敷地は期限満了せる故に之を回収すること
- 5 純日本人系斯業者と飽くまで提携して兩面より瑞典系に對し、共同戰線を張つて初志の貫徹に努むること

むること

併しながら純日本人系の對策は支那側と共同戰線を張るとは雖も日支外交の機微を察し、懇談會等によつて瑞典系經營者と談合し、理攻め、口説の限りをつくして協調の必要を説き、生産賣價の協定を爲さしむべく全力を傾注してゐる。

然るに瑞典系は日本側の交渉を馬耳東風にあしらふ一方、ブラウン氏は支那側の破産に瀕せる工場の買收運動を爲し、支那官憲には賄賂を以て奉天工場の設立許可を策動してゐるが、今日のところ何れも成功するに至らず、寧ろ策謀の露骨なるを知られ失敗に終つてゐる。

六、滿洲燐寸問題に對する感想

インターナショナル・マツチ・コーポレーションの假面を利用する瑞典燐寸の世界統一大計畫はその雄大なる點に於て吾々に何等かの暗示すら與へてゐる、瑞典の如き弱小國が自ら生きんが爲に凡有る研究を講じ努力を爲してゐることは瑞典人としては當然のことであつて何等の不思議はないが、同社に日本人が加り日本の産業を抑制する如き行動を探つてゐることに對しては、日本人たるものゝ是認し得ざるところであり且つ瑞典燐寸に對して好感を寄せ得ない、滿洲の斯界及び日本の斯界を今日の有様たらしめたのは畢竟するに先人斯業者の無自覺か又は日本の産業を無視せる利己主義の結果に外ならないと

斷ぜられる、滿洲斯界紛糾の因を探つてみると昭和四年一月瑞典燐寸滿洲代表ゼー・エー・ブラウン氏が吉林、日清兩社の東三省聯合會加入を阻止せるに始まつてゐる、ブラウン氏はマツチに關する何等の識見を有せざるも瑞典燐寸本社の意を體し、その命令を遵二無二遂行することのみによつてその存在を價值づけてゐる人であると云ふ、日清、吉林兩社が瑞典系たる國際マツチの資本を事實大部分容れてゐるにせよ、瑞典燐寸が東三省聯合會の組織を呪詛して吉林、日清兩社を加入せしめず投資に依つて聯合會側を疲弊せしめ、將來之を獨占せんとすることに對し吉林、日清兩社の取締役たる邦人が反対せねばならぬは、日本人たるものゝ諒解されるところである、日清、吉林は内實瑞典燐寸の資本を擁するとは云へ、完全なる日本の法人であり、兎角日支人角逐しつゝある滿洲に於て右兩社が支那側工場の壓迫行為に出づるとせば必ず法人たる兩社を怨み、日本人を忌避排斥すれども瑞典を排斥せぬであらう、のみならず東三省聯合會内に日本人の工場あるとせば尙更同胞の發展を阻止する如き行動は採り得ざるところであつて、吉林、日清兩社の取締役が板挾みの苦しさから、兩社の株式を何れか一方に纏めやうとしたことも吾々日本人としては無理からぬ方法であることが肯かれる、紛糾發端當時の取締役退いて後斯界未曾有の混亂投資を演じ、遂に大部分工場は操業不可能となり、兩社に對する聯合會側の反感は益々深刻味を加ふるに至つた、投資に對して吉林、日清側は生産過剩の必然的現象なりと云ひ、聯合會側は日清吉林が投資せぬ故の値下げであると云ふ、何れも一應の理窟があるが生産過剩と知りつゝ聯合會によ

つて生産、賣價の協定をせぬ日清、吉林側に非ありともみられる、先づ昭和四年の斯界の混亂は一種の泥試合たらざるを得ない、日本の法人對東三省聯合會の對立は日支感情上面白からぬ結果を招來するであらうことは誰にも豫想されるところであり延いては如何なる不祥事を惹起せぬとも限らない、吉林、長春領事館が事態重大とみて先づ邦人側同業者の懇談會を主催し不祥事の防止を未然に爲さんとせるに對し現日清、吉林兩社代表取締役久禰田氏は餘り誠意ある行動を採つてゐない事は事實が物語つてゐる勿論株主の意志に従はねばならぬ取締役であるから純日本人としての行動を探る場合は瑞典燐寸の社是たる統一策即ち斯業獨占と云ふ會社株主の意志に背くことになり、株主たる瑞社の意志に動けば日本人として好しからざる行動を探らざるを得なくなる、その間に處して株主たる神戸側瑞典系に對する氏の諒解口説に關しては中間に介在するブラウンに依つて萬事遮ぎられたと云ふから氏が數回の懇談會に於て不得要領に終始し二月初旬の兩社株主總會に株主の強要に依つてペドレー氏に對外交渉權を附與し懇談會の申合の責任を回避せねばならなかつたことも一面から見る時は不可避的行動であるだらう、併しながら氏の右の如き行動によつて斯界は復活の時日を遷延され益々深刻なる不況がつゞいたのであるが這是瑞をとがむるよりも寧ろ瑞典系と目せられる神戸側大株主の自覺を望むべきで、それによつて斯界の平和を希ひたいものである。

滿洲に於ける燐寸工場は一工場少くも二百名前後の支那人職工を使用してゐる、軸木伐採從事員を合

する時は斯業に依つて生計を營む支那人は數千名に達するが、日清、吉林兩社の不當廉賣に又は協調拒否により斯界の大部分が操業不可能に陥つた結果、忽ち數千名の支那人は失業の悲運に遭遇したのである、彼等は失業の原因を瑞典燐寸系たる吉林、日清マツチなることを教へられ兩社に對する怨嗟排斥の聲は日と共に昂りつゝある、這是單に社會問題として看過し得ざるものならず、無智なる之等從事員が反瑞より排日運動に轉化せん形勢にあり日支外交上よりするも放任なし得ぬ重大性を加味してゐる、併しながら右は瑞典系各社の屈服、又は聯合會加入による協調によつて解決するのであるが、今日のこところ未だ解決の曙光見えず爲に聯合會側は瑞典系燐寸に對するに、產業保護の上から特稅を課するやう當局に請願するところあり奉天省に於ては本年二月一日より吉林省にては四月一日より課稅することになつた、一方マツチ製造主要原料たる鹽酸加里の輸入に對しては支那側は日清、吉林に對して護照を下附せぬことに略決定し操業不可能ならしめ表面と裏面より積極的に壓迫の手段を講じてゐる、こうした方法によつて瑞典系の壓迫は或程度まで成功するであらうが、事件解決後更に之を以て他に利用し邦人の企業を妨害せぬとも保し難い、支那側同業者は今回の燐寸問題をして日支親善の楔であるとし日本側の後援なくして目的を達し得ぬと明言してゐる、以上の如き前後よりの壓迫に對して瑞典系は尙屈せぬのみか、約五萬箱ものストックを原價を割つて市場に出し益々斯界を混亂せしめ而して宣傳して曰く「滿洲は瑞典マツチの資本を驅逐せんとしてゐるが、然らば全然外資を容れぬことを意味するのである

か機會均等なるべきこの地に於ける奇怪事である」と言つてゐる、滿洲は外資を容れぬではなく瑞典マツチの資本を驅逐するものでもない、却て歓迎するものであるが、瑞典マツチの如くその有する資本力を以て同業者の企業を破壊せんとし、機會均等なるべきこの地に於て斯業の獨占權を得ん計畫を排撃してゐるのである、故に瑞典系在滿燐寸會社が日支同業者と協調提携せざる限り何時までも繩争は繼續され混亂し斯界は全く疲弊再起し得ざるに至るであらう。

之を要するに滿洲燐寸問題は外交問題として、邦人の滿洲企業問題として、將又社會問題として忽諸に附しがたき重大性あり、大局から嚴正に批判しそうが權移に注目の要ある問題であると思ふ。

昭和五年四月二日印刷
昭和五年四月五日發行

發行人 長春中央通十三番地 清水末一

編輯人 長春室町一丁目十九番地 河西忠香

印刷人 大連市大山通六十三番地 太田信三

印刷所 大連市大山通六十三番地 小林又七支店

長春中央通十三番地

滿洲青年聯盟長春支部

電話一、三五〇番

發行所

終

